霧島市自殺対策計画　新旧対照表

新	旧
第１章　計画策定にあたって １～３　略 ４　計画の期間 計画の期間は、<u>概ね５年間</u>とします。 ただし、取組の進捗状況、国・県の動向や自殺の実態、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。 ５　略	第１章　計画策定にあたって １～３　略 ４　計画の期間 計画の期間は、<u>本市の最上位計画である「第二次霧島市総合計画」及び「健康きりしま21（第３次）」の計画期間に合わせ、令和４（2022）年度まで</u>とします。 ただし、取組の進捗状況、国・県の動向や自殺の実態、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。 ５　略

新	旧
第７章　計画の推進 １　略 ２　計画の進行管理 計画を具体的かつ効率的に推進していくために、毎年度ＰＤＣＡサイクルによる計画の進行管理を行います。 進行状況の管理については、「霧島市自殺対策検討委員会」及び「霧島市健康・生きがいづくり推進協議会」において具体的な取組状況を把握し、点検、評価等を行っていくとともに、必要に応じ、自殺死亡率減少に向けた課題の整理と取組内容の見直し及び改善を行います。 計画の最終年度には最終評価を行い、次に目指していくべき方向性を見出し、次期計画策定に活かしていきます。	第７章　計画の推進 １　略 ２　計画の進行管理 計画を具体的かつ効率的に推進していくために、毎年度ＰＤＣＡサイクルによる計画の進行管理を行います。 進行状況の管理については、「霧島市自殺対策検討委員会」及び「霧島市健康・生きがいづくり推進協議会」において具体的な取組状況を把握し、点検、評価等を行っていくとともに、必要に応じ、自殺死亡率減少に向けた課題の整理と取組内容の見直し及び改善を行います。 計画の最終年度<u>である令和４（2022）年度</u>には最終評価を行い、次に目指していくべき方向性を見出し、次期計画策定に活かしていきます。